



税関
Japan Customs

EPAの現状と事前教示制度 (JETRO EPAウェビナー)

財務省関税局経済連携室 課長補佐

伊佐 友希

2025年9月17日



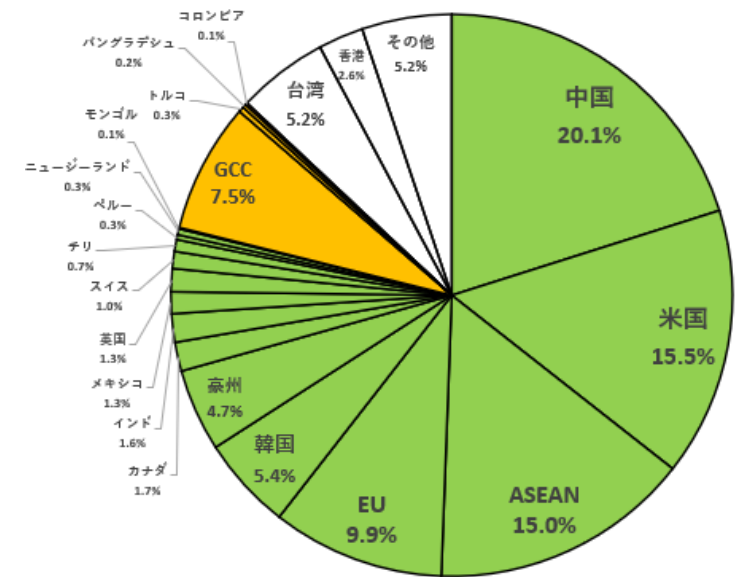
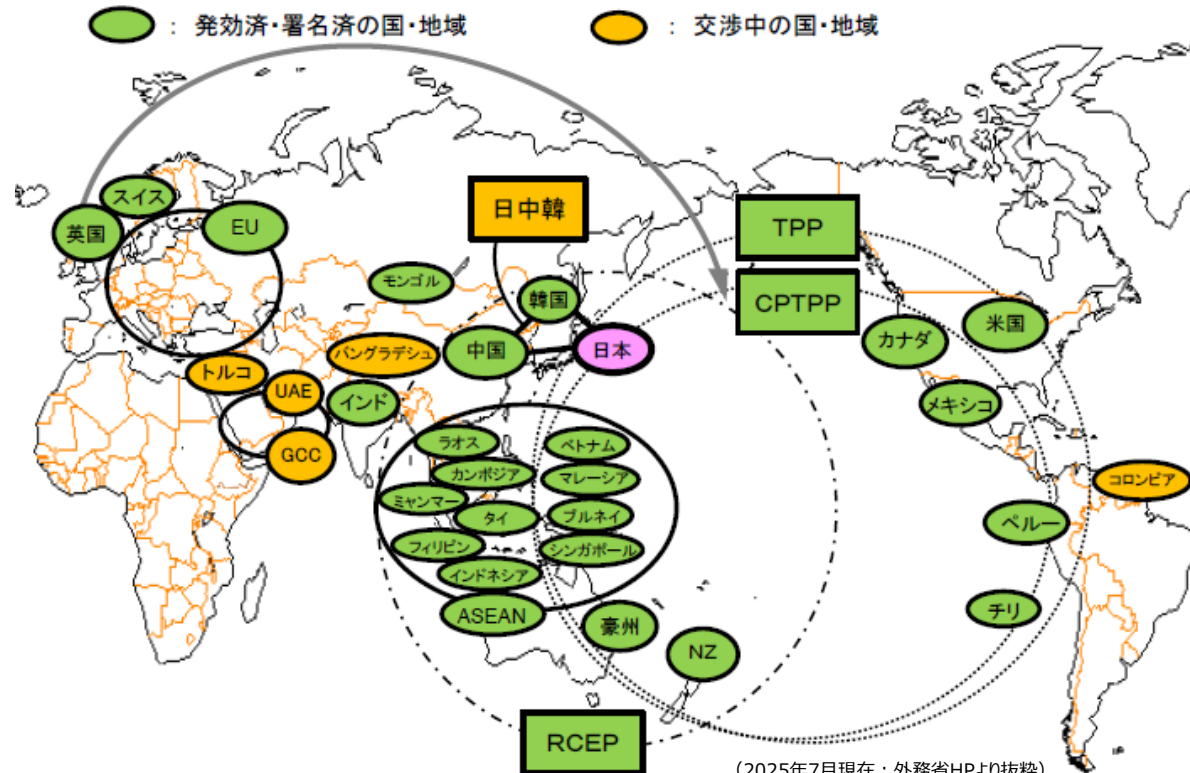
目 次

1. EPA等の現状
2. EPAの交渉状況
3. 貿易円滑化章における事前教示制度
4. EPA利活用

我が国における E P A 等の現状

発効済 (20)	2002.11	シンガポール (2007.9改正)	2008.7	ブルネイ	2012.3	ペルー	2021.1	英国
	2005.4	メキシコ (2012.4改正)	2008.12	ASEAN (2020.8改正)	2015.1	豪州	2022.1	RCEP
	2006.7	マレーシア	2008.12	フィリピン	2016.6	モンゴル		
	2007.9	チリ	2009.9	スイス	2018.12	CPTPP		
	2007.11	タイ	2009.10	ベトナム	2019.2	EU		
	2008.7	インドネシア	2011.8	インド	2020.1	米国		
署名済 (1)	T P P 12 (2016年 2 月) ※2017年1月に米国が離脱を表明。							

日本の貿易総額に占める国・地域の貿易額の割合
(2024年)



発効済＋署名済	計：78.9%
交渉中 (含む中断中)	計：8.1%
発効済＋署名済＋交渉中	計：87.0%

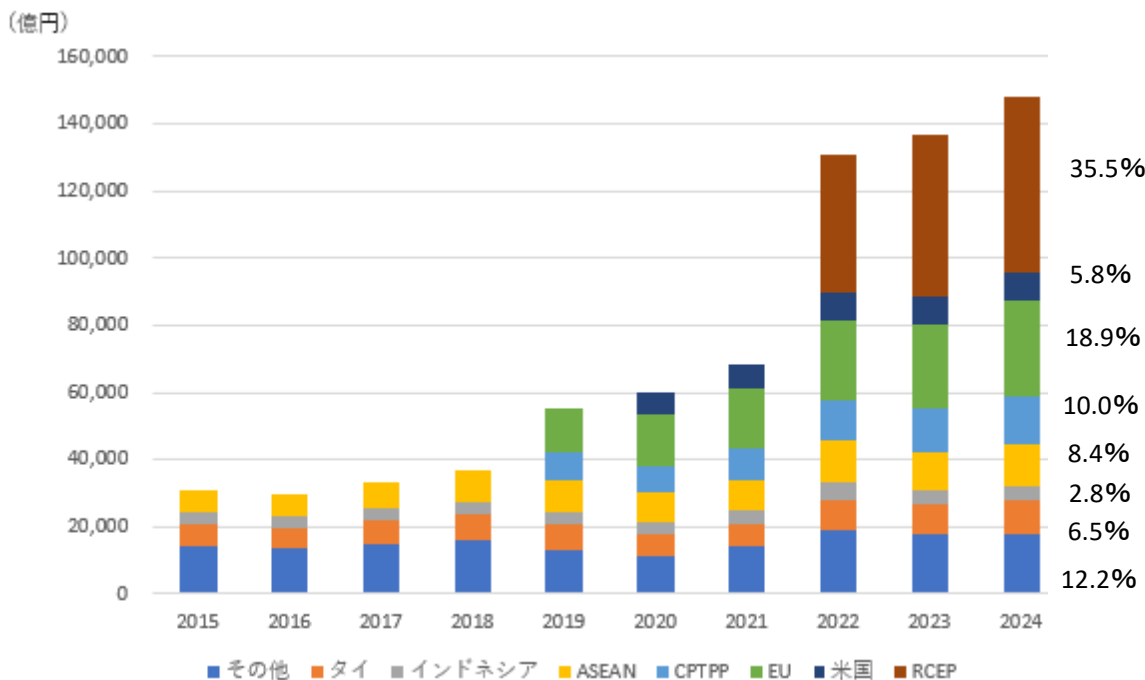
出典：財務省貿易統計 (2024年確々報値)

(2025年7月現在；外務省HPより抜粋)

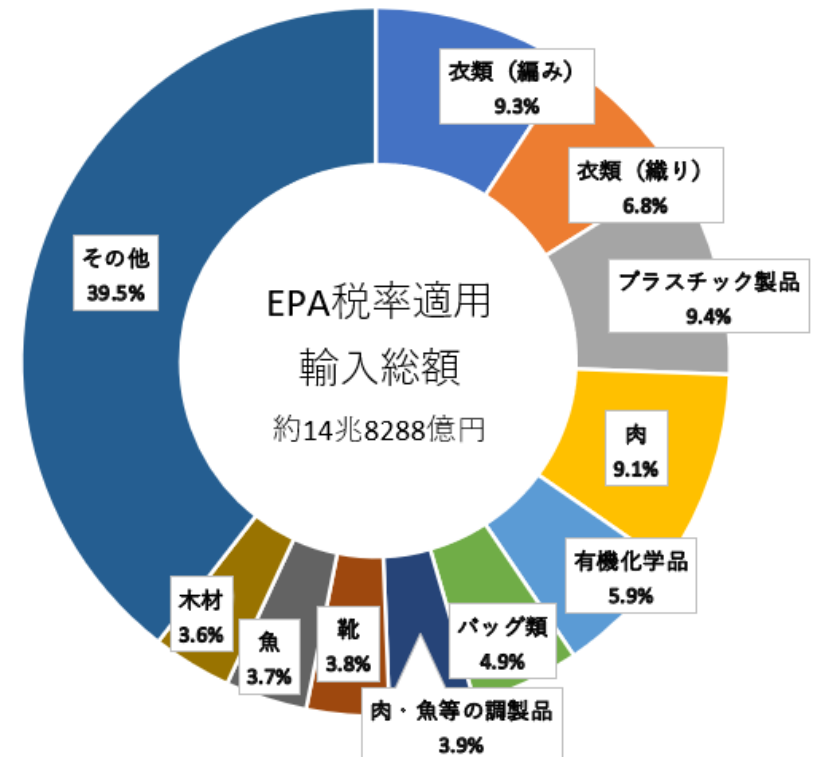
EPA等の利用状況（輸入）

- EPA適用額は年々増加し、2024年14兆円を超えた。EPA別では2022年1月に発効したRCEPが全体の35.5%を占め、最も適用輸入額が多くなっている。
- 品目別では、衣類（16.1%）、プラスチック製品（9.4%）、肉（9.1%）で多く利用されている。

EPA税率適用輸入額推移 （2015年～2024年）



EPA税率適用上位10品目（適用額ベース） （2024年）

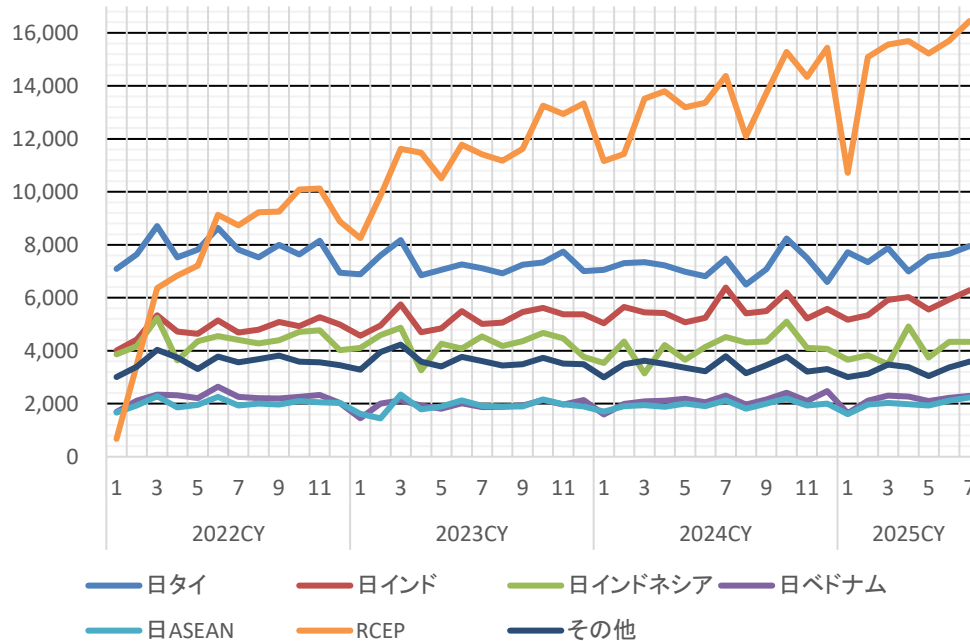


出所：財務省 経済連携協定別時系列表

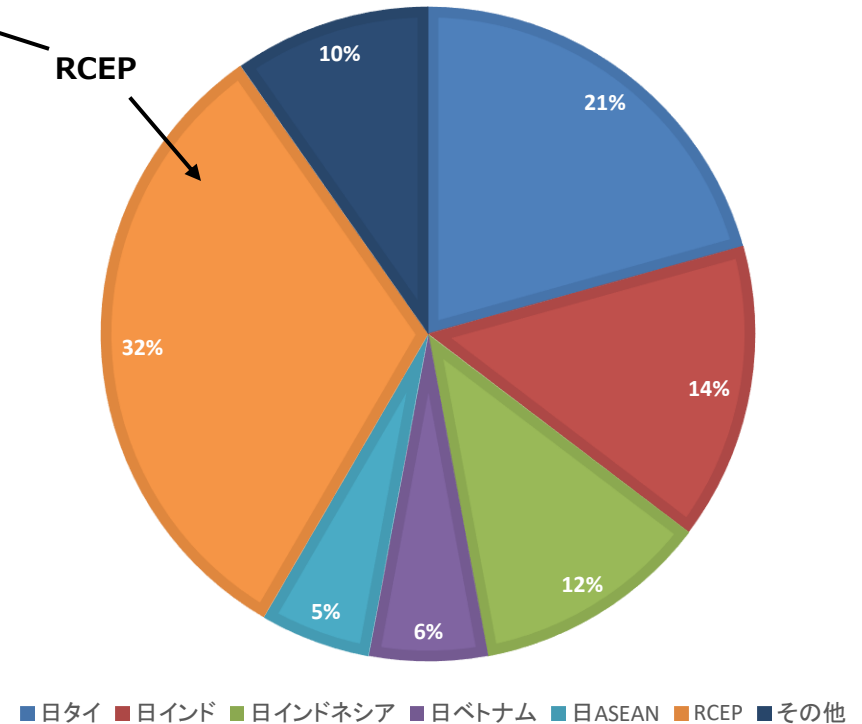
EPA等の利用状況（輸出）

- 特定原産地証明書（商工会議所が発給するEPA原産地証明書）の発給件数は増加傾向。
- 中国、韓国を含むRCEPが2022年1月1日発効。RCEPに係る原産地証明書発給件数は、2022年6月以降の発給件数が平均約12,335件/月。原産地証明書が必要なEPAの中で最も多く発給。

協定別原産地証明書発給件数（2022年1月以降）



原産地証明書発給件数割合
（2022年1月～2023年3月の合計）



出所：経済産業省 第一種特定原産地証明書の発給状況

主な動きのあるEPA

1. バングラデシュ（交渉中）

- 2024年5月に交渉開始。7回の交渉会合を実施。
- バングラデシュは2026年11月にLDC卒業見込み。本年度（2025年）の関税改正において、LDC特恵の適用対象外となるまでの期間卒業をLDC卒業後1年以内から3年以内と延長したところ。
- LDC特恵の適用対象外となった後は、LDC特恵関税により無税とされていた多くの品目の関税が引き上げとなる。

2. UAE（交渉中）

- 2024年9月に交渉開始を決定・公表。4回の交渉会合を実施。

3. GCC（交渉中）

- 2006年に交渉開始。2009年にGCC側が日本を含む全ての国とのFTA交渉を中断。
- 2024年交渉再開。2回の交渉会合を実施。

(※)GCC（湾岸協力理事会）：サウジアラビア、アラブ首長国連邦（UAE）、バーレーン、オマーン、カタール、クウェート

4. トルコ（交渉中）

- 2014年に交渉開始。17回の交渉会合を実施。直近の交渉会合は2019年12月に実施。

5. インドネシア（一般見直し）

- 2023年12月の首脳会談において大筋合意。2024年8月8日に改正議定書に署名。
- 両国において発効に向けた国内手続きを実施中。

EPAの主な交渉分野

総則

協定の実施・運用等に関するルール等，協定全体に関わる事項を議論

物品市場アクセス

物品貿易に関し，関税撤廃・削減、基本的なルールを議論

貿易救済

輸入急増の場合等におけるセーフガード等を議論

原産地規則

関税撤廃・削減の対象となる原産品の要件，証明手続等を議論

税関・貿易円滑化

税関手続の透明性確保，簡素化等を議論

衛生植物検疫

食品の安全，動植物の検疫・衛生に係る措置等のルールを議論

貿易の技術的障害

製品の規格等が貿易の不要な障害とならないためのルールを議論

投資

投資家間の無差別原則（内国民待遇，最恵国待遇），投資に関する紛争解決手続等を議論

サービス

サービス貿易に関し，内国民待遇等とともに，個別分野に係るルールを議論

政府調達

政府調達に関し，内国民待遇等の原則，入札手続等を議論

知的財産

特許権，商標権，意匠権，著作権，地理的表示等の保護及び国境措置等を議論

競争

競争法の整備，締約国間の競争当局間の協力等について議論

電子商取引

電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等を議論

規制協力

規制の策定過程における情報交換，規制の透明性の向上等を議論

国有企業

国有企業と民間企業の競争条件の平等を確保する規律等を議論

中小企業

中小企業の活動に必要な情報提供等を議論

紛争解決

協定の解釈の不一致等による締約国間の紛争を解決する手続を議論

最終規定

発効規定等を議論

必要な場合にのみ協議に参加

物資所管省庁と連携

関税局が主体的に協議

税関手続・貿易円滑化章 主要規定の比較

		TFA	TPP	日EU	日豪	RCEP	国内制度・運用
透明性・予見可能性	情報開示・一貫性	- 税関手続に係る情報の公表 - 税関手続の一貫性確保	- 税関手続に係る情報の公表 - 税関手続の一貫性確保	- 税関手続に係る情報の公表 - 税関手続の一貫性確保	- 税関手続に係る情報の公表 - 税関手続の一貫性確保	- 税関手続に係る情報の公表 - 税関手続の一貫性確保 (法令の国内一貫適用につき具体的に規定)	- ウェブサイト等を通じて、関連情報を公表 - 専門性の高い分野は、センター機構等を通じて法令の一貫適用を確保
	事前教示	- 関税分類、原産地規則のみ義務 - 定められた期間内に回答（具体的な期間なし）	- 関税分類、原産地規則、関税評価を義務 150日以内に回答 3年間有効	- 関税分類、原産地規則のみ義務（関税評価は、加盟国の合意が必要） - 定められた期限内に回答（具体的な期間なし）	- 関税分類、原産地規則、関税評価を義務 30日以内に回答 (関税評価は90日以内)	- 関税分類、原産地規則、関税評価を義務 可能な限り90日以内に回答 3年間有効	- 関税分類、原産地規則、関税評価、減免税について事前教示を実施 - 原則として、関税分類・原産地規則・減免税は30日以内、関税評価は90日以内に回答 3年間有効
迅速な通関手続	一定期間内の貨物引取り	（物品一般については）特段の規定なし - 腐敗しやすい物品の可能な限り最短の時間内の引取り	物品の到着後48時間以内の貨物引取り	特段の規定なし	特段の規定なし	可能な限り申告から許可まで48時間以内に通関 腐敗しやすい物品の可能な限り申告から許可まで6時間以内に通関	- 貨物引取りの期間に関する特段の規定はない - 申告から許可までの平均所要時間は、航空貨物は0.3時間、海上貨物は2.1時間（2018年の調査）
	一定期間内の急送貨物の引取り許可	可能な限り速やかに引取りを許可	書類提出後6時間以内の引取り許可	特段の規定なし	特段の規定なし	可能な限り申告から許可まで6時間以内に通関	
税関当局間の協力（刑事手続で使用できる情報の交換）		輸出入申告の確認のための情報交換（刑事手続への使用を前提としていない）	TPPメンバー国とのCMAA等で情報交換を規定（豪州、メキシコは刑事手続で使用可能）	EU及びEU主要加盟国とのCMAAで情報交換（英国、仏、ベルギーは刑事手続で使用可能）	刑事手続で使用できる情報の交換を規定	RCEPメンバー国との個別のCMAA等で情報交換を規定	双罰性の確認等の一定の条件の下、諸外国の税関当局に対し、刑事手続に使用する情報を提供することができる。
紛争解決手続適用の有無		あり（途上国・LDCには適用猶予期間あり）	あり	あり	あり	あり	

事前教示制度の活用

- 事前教示制度は、貨物の輸入者やその他の関係者が、輸入の前に税関に対し、当該貨物の **品目分類（HS税番）**、**原産地**、**関税評価や減免税**についての照会を行い、その回答を受けることができる制度。
- 関税分類や原産地規則に関する事前教示により、**事前にEPA税率の適用の可否等が判明**するので、**輸出入計画や販売計画を立てるための一助**となり、適正かつ迅速な輸入申告が可能となり、通関の迅速化にもつながります。
- **EPA相手国の事前教示制度**はこちら⇒日本税関HPからのリンク：[EPA相手国の事前教示制度：税関 Japan Customs](#)

税関

照会
回答

輸出入者等

RCEP協定第4.10条において、輸入の前に、輸出入者、その代理人等の要請に応じて関税分類（HS番号）や原産地規則等の事項を教示する制度を定めており、以下を義務として規定

- **品目分類、原産地規則、関税評価等の事前教示**
- **全ての必要な情報の受領後、可能な限り、90日以内に行う**
- **事前教示内容は少なくとも3年間有効**
- **根拠法令等の変更により、教示の内容に変更が生じる場合には書面で通知**

EPA関税認定アドバイザー制度の紹介

輸出入貨物の
HSコードを
知りたい

輸出の際に
利用できる
EPA・関税率は？

関税分類・
原産地規則
などEPAの
利用に関す
る疑問は？

検認・事後確認への
対応は どうしたら
いいの？

原産地は
どうやって判断
すればいいの？

EPA関税認定アドバイザー にご相談ください



EPA関税認定アドバイザーが解決のお手伝いをします

世界の貿易環境が大きく変化する中、企業が事業戦略として経済連携協定（EPA）を十分に活用されていない状況から、日本通関業連合会では、EPAの利用に必要な関税分類、原産地規則などのスペシャリストである通関士（国家資格）を対象とした認定アドバイザー制度を導入しました。

認定アドバイザーは日本通関業連合会が主催（財務省後援）する養成講座を受講し、認定試験に合格した通関士です。EPAのご利用から輸出入通関手続までワンストップでご相談頂けます。

EPA関税認定アドバイザーを調べたい人は

日本通関業連合会のHPに掲載されている認定アドバイザーのリストをご覧ください



一般社団法人日本通関業連合会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-3-20虎ノ門YHKビル8階

お問い合わせ Email : jcba@tsukangyo.or.jp

TEL.03-3508-2535

ご静聴ありがとうございました。

- 税関HPでは、EPAに関する様々な情報を掲載しています。各EPAごとの協定本文・ステージング表の他に、過去説明会資料及びEPAについて説明したYOUTUBE動画やパンフレット等を掲載しております。

税関のページ <https://www.customs.go.jp>



税関イメージキャラクター 『カスタム君』

